

議案第51号

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成27年鳥取県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

目次

第1章・第2章 略

第3章 雜則（第11条—第16条）

第4章 罰則（第17条—第19条）

附則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 使用済物品 次に掲げる物品であって、一度使用されたものをいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）を除く。

ア～ク 略

目次

第1章・第2章 略

第3章 雜則（第11条—第15条）

第4章 罰則（第16条—第18条）

附則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 使用済物品 次に掲げる物品であって、一度使用されたものをいう。

ア～ク 略

(2) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(2) 使用済物品回収業 使用済物品の収集又は運搬を行う事業をいう。ただし、次に掲げる事業を除く。

ア・イ 略

(改善命令)

第14条 略

(有害使用済機器の保管の特例)

第15条 有害使用済機器（廃棄物処理法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条において同じ。）の保管又は処分を業として行う者が行う有害使用済機器の保管については、第7条から第10条まで及び第12条から第14条までの規定は、適用しない。

(規則への委任)

第16条 略

(3) 使用済物品回収業 使用済物品（廃棄物となったものを除く。）の収集又は運搬を行う事業をいう。ただし、次に掲げる事業を除く。

ア・イ 略

(改善命令)

第14条 略

(規則への委任)

第15条 略

第17条 略

第18条 略

第19条 略

第16条 略

第17条 略

第18条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。